

いわき市農業委員会第7回総会議事録

会長 蛭田元起は、令和6年12月20日(金曜日)12時30分、いわき市農業委員会総会をいわき市文化センター2階中会議室1・2にて開催した。

1 出席者（計32名）

(1) 農業委員（21名）

1 鈴木 幸夫	11 平田 敬一	21 大竹 公治
2 鈴木 義直	12 鈴木 忠光	22 飯高 敬一
3 遠藤 重和	13 岡村 泰典	23 油座 盛明
4 木幡 仁一	14 佐川 良平	24 藁谷 昭夫
5 蛭田 元起	15 菅野 綾	
6 志賀 幸		
	17 新妻 吉人	
	18 松崎 正信	
9 四家 誠	19 生田目 祥明	
10 中根 まり子	20 石井 英毅	

(2) 事務局（11名）

事務局長	草野 隆弘
事務局参事兼次長	中村 祐一
農政振興係長	赤津 剛士
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	蛭田 祥久
農地調査係 主査	鈴木 昌則
農地審査係 主査	櫛田 秀則
農地調査係 主査	金成 聡司
農地審査係 主査	浅川 実利
農地審査係 主事	千葉 風摩
農政振興係 主査（書記）	鹿内 竜也

2 欠席者

7 田子 耕一	8 古市 邦男	16 木村 義昭
---------	---------	----------

3 会議の概要（注：個人情報に係る箇所を除く。）

事務局
(中村次長)

それでは、議事に入ります。

議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。

蛭田会長、よろしくお願いいたします。

議長
(蛭田会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

まず、本日の通告欠席ですが、議席番号7番 田子耕一委員、議席番号8番 古市邦男委員、議席番号16番 木村義昭委員となります。

現在、委員24名中21名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する総会開会に必要な過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

只今より、いわき市農業委員会7回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号17番 新妻吉人委員、議席番号18番 松崎正信委員、以上2名の委員をお願いいたします。

また、書記は事務局をお願いいたします。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程の全てを要約することなく詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること」とされております。

これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、会務報告に入ります。

今月の報告は、令和6年11月分となります。

議案書2ページから3ページに記載のとおりですので、各自ご確認下さい。

これより議事に入りますが、先に留意事項について申し上げます。

総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。

次に、議案・報告案件において、取下げ・追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局
(赤津係長)

特に、取下げ・追案等はありません。

議長 (蛭田会長)	それでは、議事に入ります。 農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することが出来ないこととされております。 該当する方がいれば、議案審議の際に申し出て下さい。 それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (蛭田係長)	議案書の4ページをお開き願います。 【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。
事務局 (千葉主事)	議案説明書の1ページをお開き下さい。 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、ご説明いたします。 議案説明書の2ページをご覧になりながらお聞き下さい。 併せて地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧下さい。 番号1番から番号4番につきましては、売買による所有権の移転、番号5番から番号7番につきましては、贈与による所有権の移転です。 なお、番号3番について、申請地の農地性について疑義が生じるものです。 については、現地調査報告の内容を踏まえご審議下さるようお願いいたします。 以上が、今月の農地法第3条許可申請案件となります。 今月の3条申請面積につきましては、田22,970㎡、畑2,130㎡、合計25,100㎡となります。 説明は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第1号について、事務局より説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。
20番 石井委員	番号1番、番号2番、番号4番及び番号7番の案件につきましては、現地を調査しました結果、特段、問題はありませんでした。 番号3番については、現況が農地とは判断できず、申請に係る形式上の要件を満たさないことから、却下が妥当と考えます。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	続いて、事務局よりお願いいたします。
事務局 (千葉主事)	番号5番、番号6番について、事務局で現地を確認したところ、特段、問題はございませんでした。

事務局
(千葉主事)

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、「番号1番、番号2番、番号4番から番号7番は特に問題がなく、番号3番は現況が農地とは判断出来ないことから却下が妥当である」とのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第1号について、番号1番、番号2番、番号4番から番号7番は許可とし、番号3番は現況が農地とは判断出来ないことから却下とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、只今の説明のとおり可決いたします。

次に、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の5ページをお開き願います。

【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(浅川主査)

議案説明書の5ページをお開き願います。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書の6ページをお開き願います。

配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聞き下さるようお願いいたします。

なお、「現地調査位置図」は8ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5068番からとなります。

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。

番号1番、平中山の2筆、いずれも田、計838㎡、立木等の伐採作業場、所有権の移転です。

番号2番、平下神谷、畑299㎡、分家住宅、使用貸借権の設定です。

番号3番、鹿島町久保の3筆、いずれも田、計1,054㎡、寺院駐車場、所有権の移転です。

番号4番、江畑町の2筆、いずれも畑、計478㎡、資材置場・駐車場、所有権の移転です。

番号5番、江畑町の一部、田3,464㎡のうち8.46㎡、営農型太陽光発電設備としての一時転用、賃借権の設定です。

事務局 (浅川主査)	なお、番号5番については、「令和3年12月26日から3年間」としていた一時転用許可期間の満了に伴う再許可申請です。 また、本年4月より、「営農型太陽光発電設備が存する農地の区画全体の面積が3,000㎡(30a)を超える場合は、一般社団法人福島県農業会議に意見を聞くこととする」とされたことから、農地法第5条第3項において準用する同法第4条第5項の規定に基づき、県農業会議の意見聴取案件となります。 以上5件、面積は、田1,900.46㎡、畑777.00㎡、合計2,677.46㎡となります。 申請内容を精査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を適正に満たしております。 説明は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今、議案第2号について、事務局より説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。
21番 大竹(公) 委員	番号1番から番号4番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	続いて、事務局よりお願いいたします。
事務局 (浅川主査)	営農型太陽光発電に係る再許可案件である番号5番について、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
議長 (蛭田会長)	なお、当該営農型太陽光発電設備については、本年9月13日開催の勿来地区審議会による農地パトロール、及び11月5日に県と合同で実施した営農型発電下部農地の営農状況の現況確認調査においても、「特に問題なし」とされております。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
19番 生田目委員	番号1番について、お伺いいたします。 立木等の伐採作業場として申請されておりますが、伐採した立木等については、産業廃棄物という認識でよろしいでしょうか。
事務局 (櫛田主査)	産業廃棄物に該当するのかとのご質問ですが、法人が所有する山林における伐採となれば、そういった可能性もあるかと思われますので、許可指令書の交付の際に、適切な対応を取るよう指導いたします。

19番 生田目委員	申請人は、産業廃棄物の取扱許可証をお持ちなのでしょうか？
事務局 (櫛田主査)	法人登記簿上は、産業廃棄物の収集・運搬及び処理業となっておりますので、問題はございません。
19番 生田目委員	集積場を設けておりますが、屋根などはないものと思われます。 野積み状態ですので、汚水が流れ出る可能性があります。 周辺環境に影響がでないよう、申請人への指導をお願いいたします。
事務局 (櫛田主査)	承知しました。
議長 (蛭田会長)	そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
22番 飯高委員	番号5番の賃借権の設定について、伺います。 値段はいくらでしょうか。
事務局 (浅川主査)	意見及び決定理由書の最後、受付番号5072番のページに記載のとおり、 用地費(土地の賃借料)は、年50,000円とのことです。
22番 飯高委員	失礼しました。 ありがとうございました。
議長 (蛭田会長)	そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようですので、お諮りいたします。 議案第2号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (鯨岡係長)	議案書の6ページをお開き願います。 【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】 なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(鈴木主査)

それでは、議案第3号について説明いたします。

議案説明書の8ページをお開き下さい。

議案第3号は、令和5年4月より基盤強化促進法の一部が改正されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律(第19条第3項の規定)により、市が農業委員会に対し、意見を求めるものです。

次のページをご覧ください。

公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により、新たに農地中間管理権を取得し、借り受け者に転貸する事案です。

実施地区は、平、好間、借り手3名、対象筆数、田2筆、畑5筆、面積は、田2,598㎡、畑7,491㎡となります。

なお、貸付相手方の要件については、満たしているものと思われます。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第3号について、事務局より説明がありました。

当該計画(案)に対するご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

22番
飯高委員

番号3番について、お伺いいたします。

10a当たりの賃借料が6,100円となっておりますが、これは年間の賃借料でよろしいでしょうか。

事務局
(鈴木主査)

年間の賃借料となります。

22番
飯高委員

ありがとうございました。

議長
(蛭田会長)

そのほか、当該計画(案)に対するご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

【意見・質問なし】

ご意見がないようですので、お諮りいたします。

議案第3号について、「意見なし」とすることに、ご異議ございますか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第3号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」は、「農業委員会の意見はなし」といたします。

次に、議案第4号「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の7ページをお開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局 (金成主査)	本日お配りしている資料1をお開き願います。 番号1番から6番については、利用状況調査の結果、長年耕作がされておらず、既に原野・山林化している農地について、非農地判断を行うものです。 今般、非農地判断することについて、地権者等から申出があり、地権者からの合意を得られた土地について、その判断をお諮りするものです。 現地調査については、農地パトロール強化月間に係る現地調査において実施しております。 12月分は、田30筆29,009㎡、畑18筆14,885㎡、合計48筆43,894㎡です。 現地の様子については、前面のモニターに投影させていただきます。 説明は、以上です。 【現地の様子をモニターに投影】
議長 (蛭田会長)	只今、議案第4号について、事務局より説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告を、担当委員よりお願いいたします。
5番 蛭田(元) 委員	番号1番から4番について、勿来地区審議会の蛭田金治委員、三戸進委員、佐藤純一委員と一緒に、現地を確認しました。 現地は、長年にわたり耕作されておらず、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。 非農地化することに関しては、特段、問題ありません。 報告は、以上です。
21番 大竹(公) 委員	番号5番について、内郷・好間・三和地区審議会の藁谷昭夫委員、草野一茂委員と一緒に、現地を確認しました。 現地は、長年にわたり耕作されておらず、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。 非農地化することに関しては、特段、問題ありません。 報告は、以上です。
20番 石井委員	番号6番について、四倉・久之浜・大久地区審議会の愛川卓司委員、岡田光男委員と一緒に、現地を確認しました。 現地は、長年にわたり耕作されておらず、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。 非農地化することに関しては、特段、問題ありません。 報告は、以上です。
議長 (蛭田会長)	只今の報告では、特に問題ないと判断されとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようですので、お諮りいたします。 議案第4号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

議長
(蛭田会長)

んか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第4号「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第5号「令和7年いわき市農作業労働賃金標準額(案)について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(赤津係長)

議案書の8ページをお開き願います。

【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】

令和7年の農作業労働賃金標準額については、10月の第5回総会にて、原案の承認を得ているところです。

また、共同で作成する福島さくら農業協同組合からも、内容の確認を頂いております。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第5号について、事務局より説明がありました。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第5号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第5号「令和7年いわき市農作業労働賃金標準額(案)について」は、原案のとおり可決いたします。

また、議案書9ページ、「別紙」の(案)の文字を削除願います。

ここで、報告に入る前に、10分間の休憩を取ります。

13時25分まで休憩とします。

【10分間休憩】

全員お揃いですので、議事を再開いたします。

始めに、報告第1号から第4号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の10ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読し、報告事項（農地法第3条の3第1項の規定による届出について）を説明】

それでは、議案説明書の17ページから22ページをお開き願います。

今月の報告件数は23件、権利の移動理由は、全て「相続」です。

権利の取得面積は、田87,006.00㎡、畑25,407.95㎡、合計112,413.95㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の11ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項（農地法第4条第1項第7号の規定による届出について）を説明】

事務局
(蛭田係長)

議案説明書の23ページから24ページをお開き願います。
今月の報告件数は2件、転用面積は、田0㎡、畑952.67㎡、合計952.67㎡です。
以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。
続きまして、議案書の12ページをお開き願います。
【報告第3号を朗読し、報告事項（農地法第5条第1項第6号の規定による届出について）を説明】
議案説明書の25ページから27ページをお開き願います。
今月の報告件数は7件、転用面積は、田3,940㎡、畑261㎡、合計4,201㎡です。
以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。
続きまして、議案書の13ページをお開き願います。
【報告第4号を朗読し、報告事項（農地法第18条第6項の規定による通知について）を説明】
議案説明書の29ページから40ページをお開き願います。
今月の報告件数は71件、面積は、田330,733.88㎡、畑2,975.00㎡、合計333,708.88㎡です。
以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。
報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

次に、報告第5号について、事務局の説明を求めます。

事務局
(赤津係長)

議案書の14ページをお開き願います。
【報告第5号を朗読し、報告事項（引き続き農業経営を行っている旨の証明書について）を説明】
議案説明書の41ページから42ページをお開き願います。
今月の交付件数は2件、内訳は、「相続税の納税猶予」です。
面積は、田8,699㎡、畑2,304㎡、合計11,003㎡です。
以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。
報告は、以上です。

4番
木幡委員

参考に教えて頂きたいのですが、報告第1号の番号14番について、土地の所在地が街中であった為、気になって調べてみたところ、スーパーの敷地となっておりました。
開発されているように思えるのですが、元々、地目が田だったのでしょうか。

事務局
(蛭田係長)

登記地目上は、田ということで事務処理を行っております。

4 番 木幡委員	転用案件として、事務処理は行っているのでしょうか。
事務局 (金成主査)	この区域については、過去に一帯が田であったと認識しております。 市街化区域内でありますので、転用届出がなされているかどうかについては、別途確認させていただきますが、地目変更登記手続きなどがなされた場合は、適切に対応させていただきます。
4 番 木幡委員	わかりました。 よろしくお願いします。
22番 飯高委員	専決処分なのに申し訳ありませんが、1 点お伺いいたします。 報告第 1 号の番号 7 番について、相続による権利取得日が昭和 61 年 1 月となっておりますが、既に 40 年近く経過しております。 こちらについては、問題はなかったのでしょうか。
事務局 (蛭田係長)	こちらにつきましては、届出に記載の内容で事務処理を行っております。 昭和 61 年 1 月の権利取得で、間違いのないものと考えております。
22番 飯高委員	わかりました。
議長 (蛭田会長)	以上、事務局説明のとおり、ご承知おき願います。 次に、協議事項に入ります。 「いわき市農地利用最適化推進委員候補者の募集について」、事務局の説明を求めます。
事務局 (鹿内主査)	お配りしました資料 2 をご覧下さい。 先月の第 6 回総会において、三戸豪士委員の辞任が議決されたところで す。 今後は、欠員となった平 2 区の農地利用最適化推進委員候補者を募集することになります。 資料の 1 ページが、今後のスケジュールになります。 候補者の募集にあたり、先ずは本総会において、募集要項(案)と評価委員会設置(案)の承認を頂くことになります。 その後は、令和 7 年 1 月 10 日から候補者を募集し、2 月上旬には、評価委員会において、応募者の評価を行い、第 9 回総会において、評価委員会の意見を報告すると共に、人事案を追加議案として上程する予定です。 資料の 2 ページ以降が、募集要項(案)となりますのでご覧下さい。 募集人数は、1 名。 任期は、令和 7 年 3 月 1 日から令和 9 年 7 月 7 日まで。

事務局
(鹿内主査)

募集期間は、令和7年1月10日から1月19日までの10日間となります。
申し込みにあたっては、個人推薦、団体推薦、自ら応募のいずれかにより、受け付けいたします。
また、資料の5ページ以降が申込書の様式と記入例になります。
こちらにつきましては、各自ご確認願います。
資料の17ページをご覧ください。
いわき市農地利用最適化推進委員候補者評価委員会設置要綱により、評価委員会を設置いたします。
評価委員については、農業委員会会長、会長職務代理者及び役職2名の所属地区審議会を除く、残り6地区から各1名を置きます。
また、委員の指名にあたっては、在任期間の長い委員を会長が指名することとされております。
設置(案)については、記載のとおりです。
委員長が蛭田元起会長、副委員長が鈴木義直会長職務代理者、委員が木幡仁一委員、佐川良平委員、藁谷昭夫委員、飯高敬一委員、油座盛明委員、新妻吉人委員となります。
なお、在任期間が同じ場合には、年齢が上の者を選出しております。
以上、募集要項(案)と評価委員会設置(案)について、ご承認をお願いいたします。
説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、農地利用最適化推進委員候補者の募集について、事務局より説明がありました。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
【意見・質問なし】
ご質問がないようですので、お諮りいたします。
只今の事務局説明のとおり、承認することに、ご異議ございませんか。
【「異議なし」の声あり】
ご異議なしと認め、協議事項「いわき市農地利用最適化推進委員候補者の募集について」は、事務局説明のとおり、承認いたします。
次に、その他に入ります。
始めに、事務局より何かございますか。

事務局
(中村次長)

先ほどの報告第1号につきまして、補足説明させていただきます。
先ず、木幡委員からの登記に係るご質問ですが、転用届出を出していても、地目変更を行っていないければ、農地台帳上は、農地として残ってしまいます。
ですから、相続人が改めて届出を出して来るケースも十分ございますので、事務局としましては、確認を行いながらも、このような事務処理となりますことをご承知おき願います。
次に、飯高委員からの相続に係るご質問ですが、昭和61年の相続案件が、今回どうして上がって来たのかというお話でした。

事務局
(中村次長)

これまで、所有権の移転登記については、当事者の自由であり、義務ではございませんでした。

ですから、相続や売買により権利を取得しても、登記をしない方がおりましたが、今年から相続登記が義務化されましたので、今後は、相続案件や過去の相続登記などが増えて参ります。

3条届出の件数も増加して来るものと思われますので、併せてご承知お願いします。

補足説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

そのほか、事務局より何かございますか。

【特になし】

それでは、委員の皆様から何かございますか。

【特になし】

特にないようですので、最後に私からお願いがございます。

お手元に、「いわき市農業委員会だより第203号」をお配りしているところです。

7月に第18期いわき市農業委員会がスタートしましたが、編集委員も新たなメンバーとなり初の発行でございます。

委員の皆様からの忌憚のないご意見や、ご感想を頂戴したいと思います。

今後の編集に役立てて参りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

私からは、以上です。

それでは、これを持ちまして、いわき市農業委員会第7回総会を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	番号1番、番号2番、番号4番から番号7番は許可とし、番号3番は現況が農地とは判断出来ないことから却下と可決
第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について	「意見なし」にて可決
第4号	非農地の判断について	原案のとおり可決
第5号	令和7年いわき市農作業労働賃金標準額(案)について	原案のとおり可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第5号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員 該当者なし

6 本総会の閉会時刻 13時45分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員 17 新妻 吉人 18 松崎 正信